健／令05-01　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 令和５年４月３日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**「出産育児一時金」支給額の改正について**

健康保険法施行令等の一部改正にともない、令和５年４月１日より「出産育児一時金」の支給額が、４０万８千円から４８万８千円に引き上げられました。

産科医療補償制度※の加算対象となる出産の場合は４２万円から５０万円になります。

|  |
| --- |
| 【現　 行】　　　　　　　　　　　　【４月１日の出産より】  　産科医療補償制度　　　　　　　　　　産科医療補償制度  対象外：４０万８千円　　　⇒　　　　対象外：４８万８千円  　対　象：４２万円　　　　　　　　　　対　象：５０万円 |

※産科医療補償制度とは、出生した子が脳性麻痺となり、一定の障害状態となった場合の補償制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入します。

以　上